

法第 7 条の 6（仮使用の承認）

昇降機を含む建築物の仮使用承認

建築工事と昇降機設置工事が同時に行われる建築物の部分の仮使用において、当該仮使用部分に昇降機が含まれ、その昇降機を併せて仮使用する場合は、昇降機の仮使用を含めた建築物の仮使用承認申請をすることとし、昇降機の仮使用承認申請は要しない。